

中央及び地方卸売市場における売買参加者の 新規参入ルールに関するアンケート調査結果

**農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
食品流通課 卸売市場室**

<アンケート調査の趣旨>

令和4年12月規制改革推進会議がとりまとめた「規制改革推進に関する中間答申」に基づき、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営の実務的なルールの実態調査を行い、その結果を踏まえて、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための措置を講ずる。
本中間答申を踏まえ、「新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に関する実態調査」を実施した。

(参考) 規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日)(抜粋)

4. 地域産業活性化

イ 卸売市場の活性化に向けた取組

 b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開設者からの報告内容(卸売市場の実務的なルールを含む)を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。

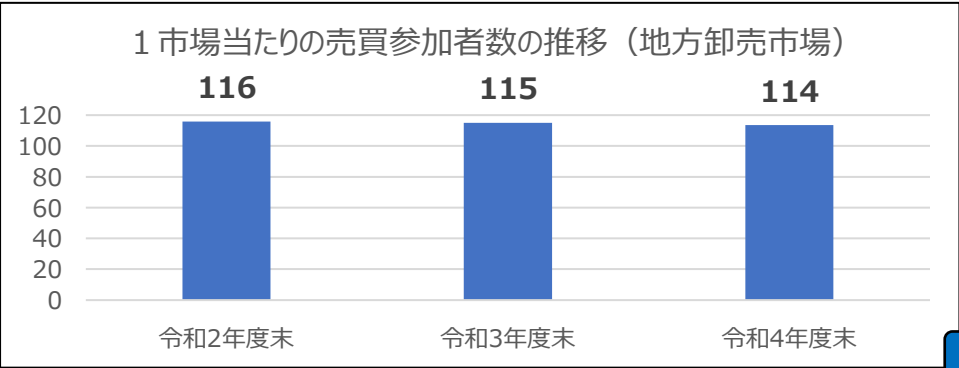
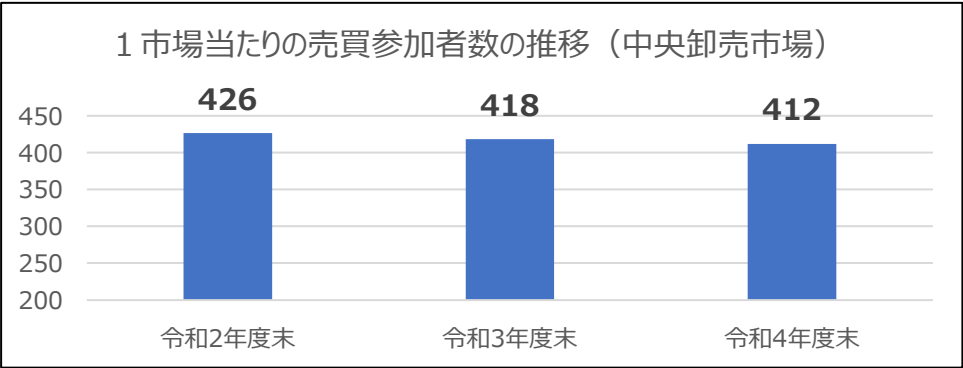
<アンケート回答数>

	回答数	(参考) 認定卸売市場数
中央卸売市場	49市場(40都市)	65市場(40都市)
地方卸売市場	416市場	901市場(令和5年3月現在)

(注) 中央卸売市場においては、1都市内に複数の卸売市場があり、それぞれの卸売市場で回答する場合と、1都市内の複数の卸売市場をまとめて回答する場合があるため(東京都には11市場あるが、1市場としてまとめて回答している)、49市場の回答数となっているが、65の認定卸売市場全てから回答を得ている。

<売買参加者数の推移>

- **中央卸売市場**では、売買参加者数は1市場当たり412人(令和4年度末)で、2年間で14人減少(▲3.3%)している。
- **地方卸売市場**では、売買参加者数は1市場当たり114人(令和4年度末)で、2年間で2人減少(▲1.7%)している。

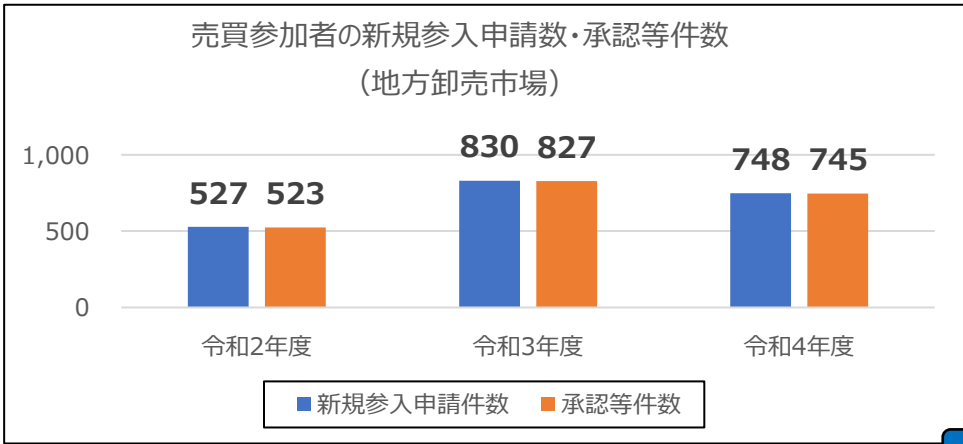
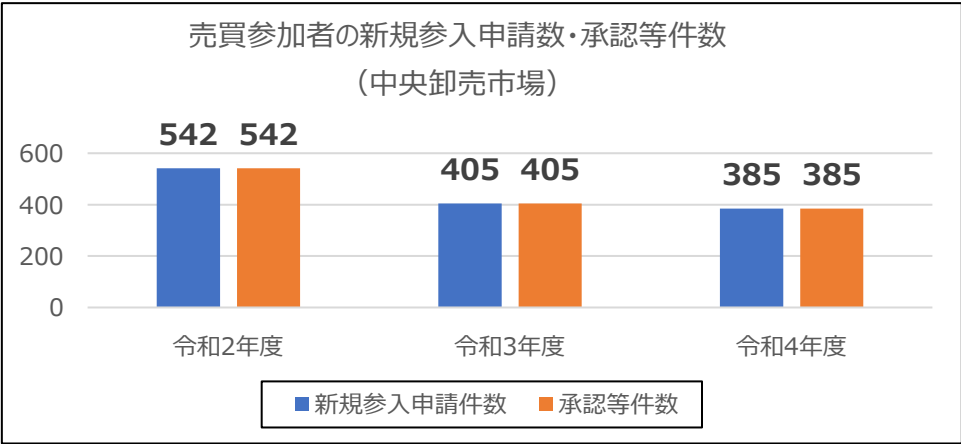


＜売買参加者の新規参入申請・承認等件数＞

- **中央卸売市場**では、売買参加者の新規参入申請件数は1市場当たり年間 7.9件（令和4年度）で、減少傾向で推移している。
承認等の状況については、令和2年度から令和4年度までの1,332件の申請全てが承認等されている。
- **地方卸売市場**では、売買参加者の新規参入申請件数は1市場当たり年間 1.8件（令和4年度）で、増加傾向で推移している。
承認等の状況については、令和2年度から令和4年度までの全 2,105件の申請のうち 2,095件（99.5%）が承認等されているが、10件（0.5%）が承認等されなかった（令和2年度：4件、令和3年度：3件、令和4年度：3件）。
- 上記の承認等されなかった10件のうち8件の理由は以下のとおりである。
 - ① 支払いの滞納があり、支払い能力が不十分
 - ② 債務超過
 - ③ 決算書の提出がなく、決算書類を確認した結果、経営状況が悪い
 - ④ 保証人、保証金を依頼後、申請者からの返信がなくなった
- 他方、残り2件の理由は以下のとおりであり、新規参入の承認等について売買参加者の団体に判断をゆだねており、承認等の権限を有する開設者が新規の取引参加者の参入を促す観点を含め最終的な判断をしていないことについて、改善が必要と考えられる。
 - ① 買参人組合員の売上の影響などを踏まえ、組合が承認しなかった
 - ② 買参人組合からの申出書を受け、協議し取下げとなった

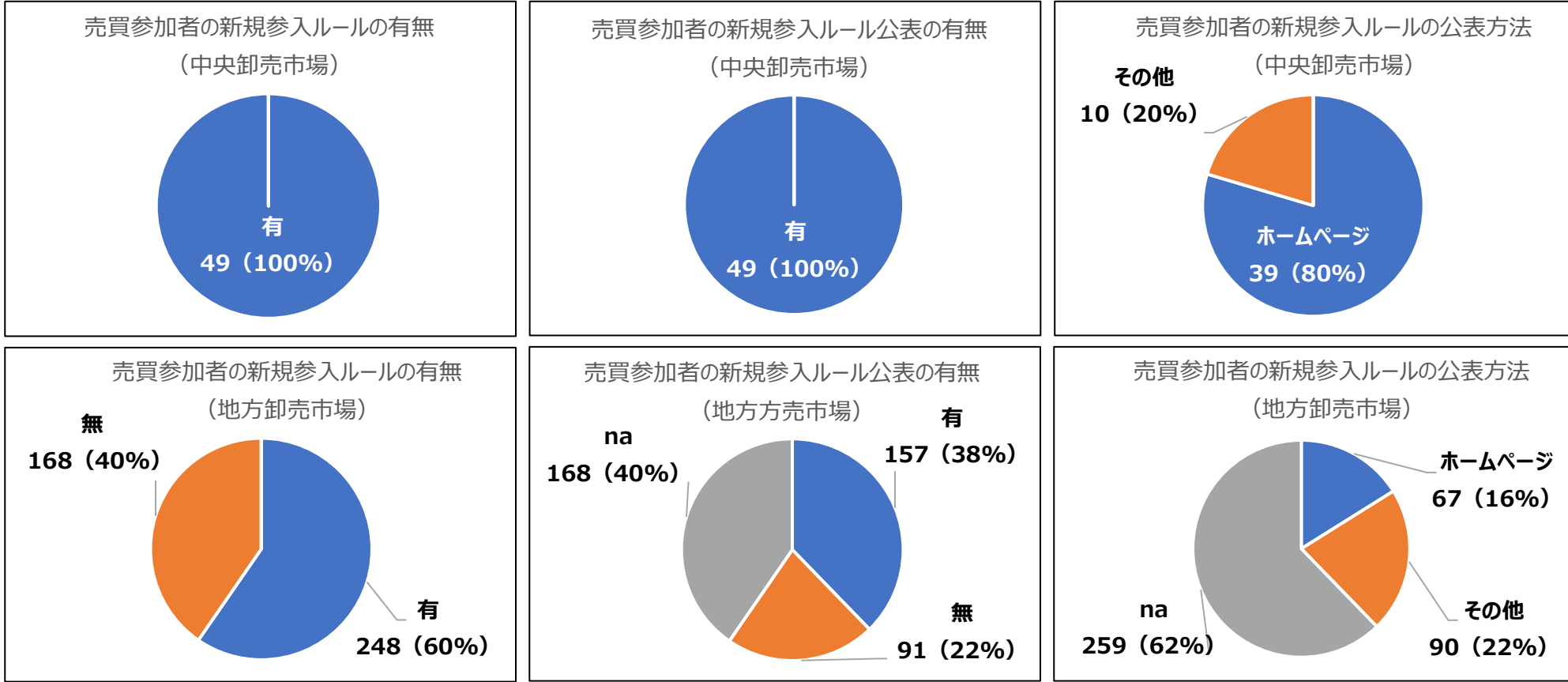
＜1市場当たりの新規参入申請件数＞	7.9件／年（令和4年度）
＜直近3力年の承認等件数合計＞	1,332件

＜1市場当たりの新規参入申請件数＞	1.8件／年（令和4年度）
＜直近3力年の承認等件数合計＞	2,095件



＜売買参加者の新規参入ルールの有無＞

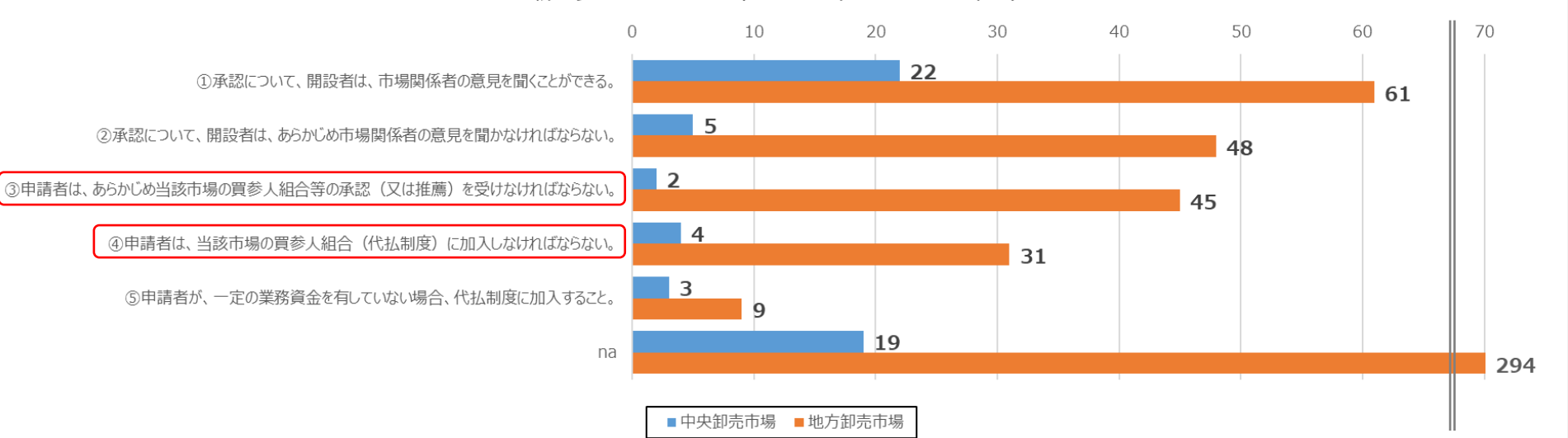
- **中央卸売市場**では、49市場全てで売買参加者の新規参入ルールを定め、公表している。
公表方法については、39市場は「ホームページ」、10市場は「その他」の方法で公表している。
 - **地方卸売市場**では、416市場のうち 248市場で売買参加者の新規参入ルールを定め、そのうち 157市場で当該ルールを公表しているが、91市場で公表していなかった。新規参入ルールについては、新規の取引参加者の参入を促す観点から新規参入希望者が容易に閲覧できるようホームページやその他の方法により公表することが望ましい。
公表方法については、67市場は「ホームページ」、90市場は「その他」の方法で公表している。
- ※「その他」とは、市場内での備え置きなど。



＜売買参加者の新規参入ルールの規定＞

- **中央卸売市場及び地方卸売市場**ともに売買参加者の新規参入ルールとして、開設者の業務について規定する「①承認について、開設者は、市場関係者の意見を聞くことができる」、「②承認について、開設者は、あらかじめ市場関係者の意見を聞かなければならない」が多いが、一部で申請者に義務づける「③申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」、「④申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」を規定している市場がある。
③及び④は、買参人組合の承認や同組合への加入が新規参入の際の必須条件となっており、③の理由としては「与信管理がされ、取引を行うに値する事業者であることを確認する必要があるため」、④の理由としては「組合を通じた情報伝達や秩序保持の内部牽制等のため」「経営及び技術の改善向上、教育及び情報の提供」「健全な取引を確保」「市場取引の円滑な運営を図るため」であり、その目的は理解できるものの、その手段としては、このような規定でなくとも達成可能と考えられ、新規の取引参加者の参入を促す観点から改善が必要と考えられる。
- **地方卸売市場**では、このほか③の理由として一部、「販売地域のバランスをとるため」、「既存組合員の店舗が近隣にあれば既存組合員等の承認を受けなければならない」としており、新規参入の承認等について売買参加者の団体に判断をゆだねており、承認等の権限を有する開設者が新規の取引参加者の参入を促す観点を含め最終的な判断をしていないことについて改善が必要と考えられる。
そのほか、単に「開設者への承認申請の際は、組合の推薦書が必要なため、加入を条件としている」など明確な理由なく、組合の推薦を当然視しているものもあった。

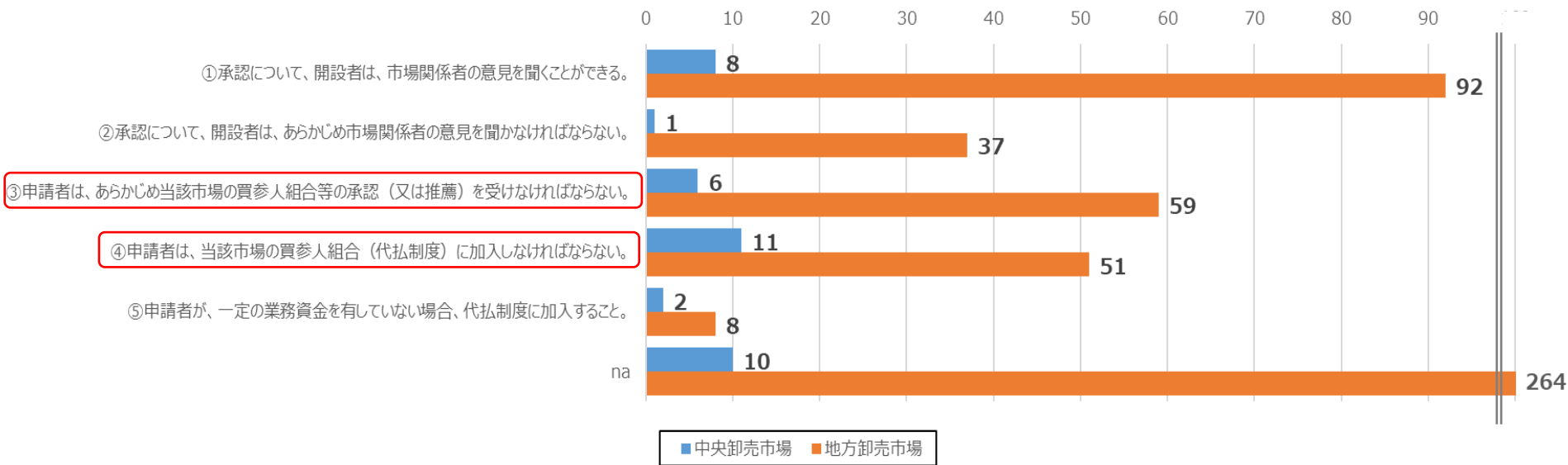
新規参入ルールの規定（中央卸売市場・地方卸売市場）（複数回答）



<売買参加者の新規参入ルールには明文化されていないが運用実績がある運用ルール>

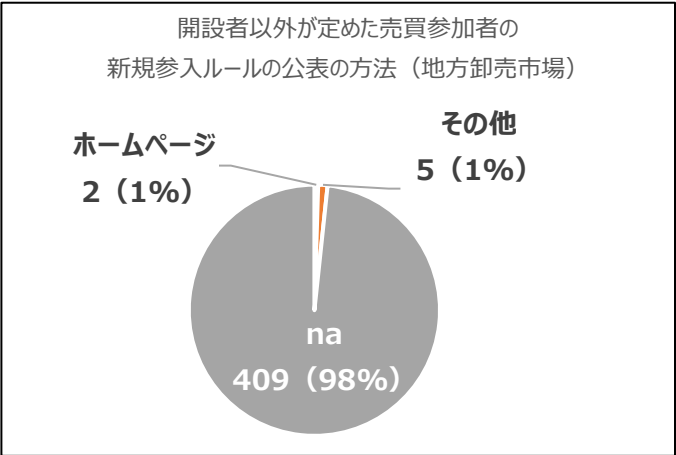
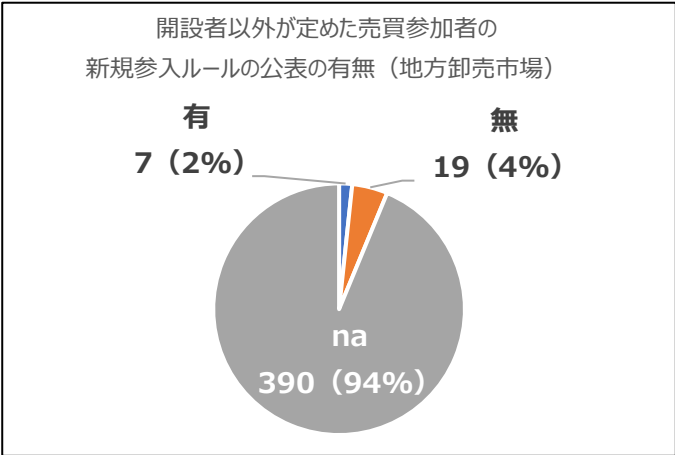
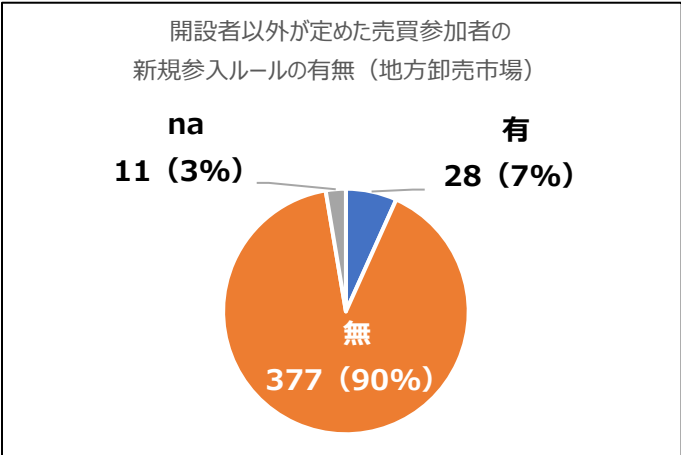
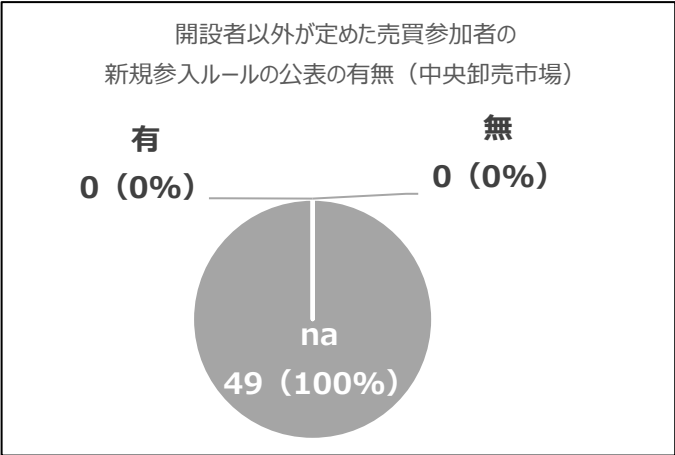
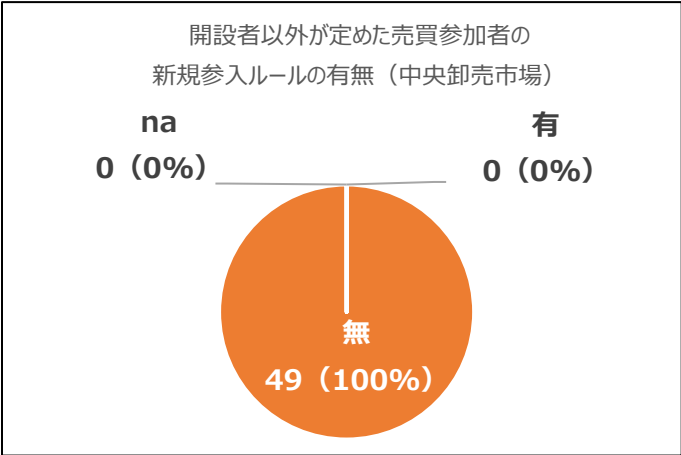
- **中央卸売市場及び地方卸売市場**ともに、売買参加者の新規参入ルールには明文化されていないが、「③申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」、「④申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のルールの運用実績がある。③及び④は、明文化されているか否かにかかわらず、買参人組合の承認や同組合への加入が新規参入の際の必須条件となっており、③、④の理由としては、「条例等の遵守や円滑な取引（商品の受け取り）に支障をきたす恐れがないことを確認するため」、「円滑な取引（代金支払い）に支障をきたす恐れがないことを確認するため」、「財務書類や事業計画書のほか、組合から推薦をもらうことで申請者の実態を把握できる」であり、その目的は理解できるものの、その手段としては、このような規定でなくとも達成可能と考えられ、新規の取引参加者の参入を促す観点から改善が必要と考えられる。
- **地方卸売市場**では、このほか、③の理由として一部、「販売先と競合することに問題がないか確認している」としており、新規参入の承認等について売買参加者の団体に判断をゆだねており、承認等の権限を有する開設者が新規の取引参加者の参入を促す観点を含め最終的な判断をしていないことについて改善が必要と考えられる。
なお、「開設当時からの慣習」とするルール運用の理由が不明確な回答内容や「現在は形骸化している」、「強制や絶対条件ではない」などの回答内容もあった。

新規参入ルールについて、明文化されていないが運用実態がある項目（中央卸売市場・地方卸売市場）（複数回答）



＜開設者以外が定めた売買参加者の新規参入ルールの有無＞

- **中央卸売市場**では、49市場全てで、開設者以外が定めた売買参加者の新規参入ルールはない。
- **地方卸売市場**では、416市場のうち377市場（90%）で開設者以外が定めた売買参加者の新規参入ルールはないが、28市場（7%）で当該ルールがあり、承認等の権限を有する開設者以外が定めていることについて改善が必要と考えられる。
また、当該ルールを定めている市場のうち7市場で当該ルールを公表している一方、19市場では公表していない（残り2市場は未回答）。
公表している7市場の公表方法については、2市場は「ホームページ」、5市場は「その他」の方法で公表している。

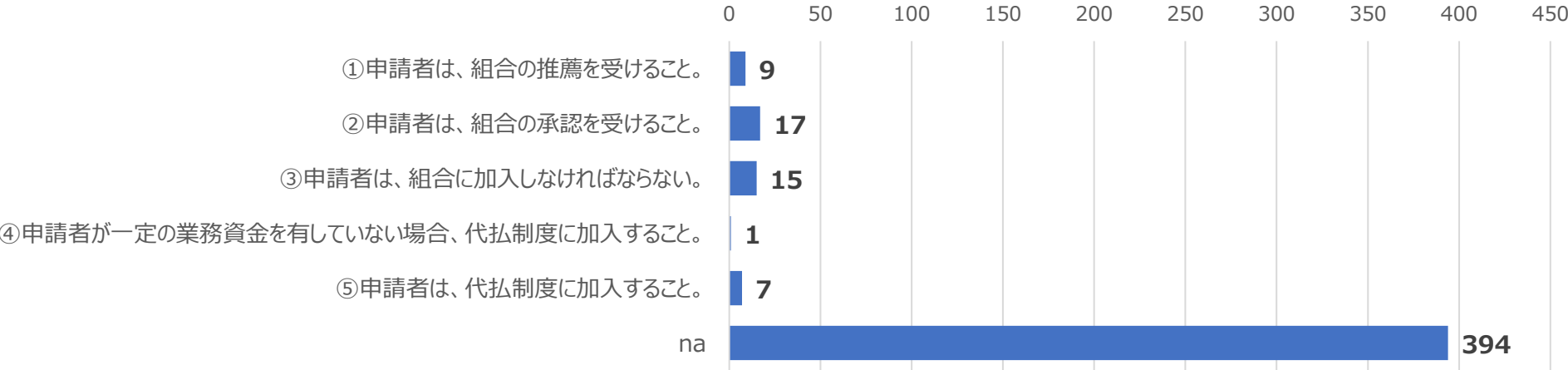


＜開設者以外が定めた売買参加者の新規参入ルールの規定＞

- **地方卸売市場**では、28市場で、開設者以外が定めた売買参加者の新規参入ルールとして、売買参加者の組合の定款などにおいて「組合の承認を受けること」や「組合に加入しなければならない」などの規定を定めている。
規定の内容にかかわらず、承認等の権限を有する開設者以外が定めていることについて改善が必要と考えられる。
 - 当該ルールを定めている主な理由は以下のとおりである。
 - ① 円滑な取引に支障をきたさないため
 - ② 不良債権防止のため
 - ③ 同業者である買受人から営業状況等の意見を推薦書により確認するため
 - ④ 必要な知識、資本力を有していることを確認するため
 - ⑤ 市の業務規則に申請者が合致するかの判定に資するため
 - ⑥ 一般買受人への各種通知等が組合を通すことで円滑に進むことが期待されるため
- ※ 上記のほかにも「組合員規約に規定されている」、「設立時からの継承」など、理由として不明なものもあった。

開設者以外が定めた売買参加者の新規参入ルール（地方卸売市場）

（複数回答）



<既存事業者の反対や組合の承認が得られない等により、売買参加者の新規参入を承認しなかった事例>

- **中央卸売市場**では、49市場全てで「既存事業者の反対や組合の承認が得られない等により、売買参加者の新規参入を承認しなかった事例」はなかった。
- **地方卸売市場**では、416市場のうち354市場で「既存事業者の反対や組合の承認が得られない等により、売買参加者の新規参入を承認しなかった事例」はないが、38市場で該当事例があった。下記のとおり、そのうち 28件で一定の合理的な理由が認められるが、残り 10件で売買参加者の団体が既存事業者に配慮して新規参入を承認しなかった事例があり、新規参入の承認等について売買参加者の団体に判断をゆだねており、承認等の権限を有する開設者が新規の取引参加者の参入を促す観点を含め最終的な判断をしていないことについて改善が必要と考えられる。

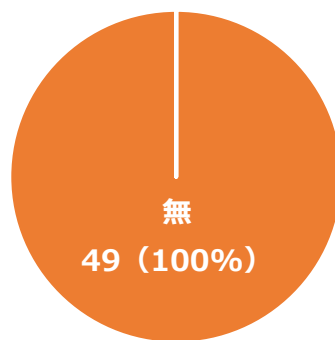
<合理的な理由が認められるもの（28事例のうち主なもの）>

- ① 支払い能力に問題がある
- ② 素行に問題がある
- ③ 経営等の実態が不明（連絡先が不明）

<売買参加者の団体が既存事業者に配慮して新規参入を承認しなかったもの（10事例うち主なもの）>

- ① 既存買参人の店舗と近隣である又は取引があるなど、既存買参人の売上の影響を考慮し、買参人組合が承認しなかった
- ② 申請者が生産者団体であり、競合する立場になるため、生産者自ら実需者に直接販売を行うことを警戒して仲買組合が認めなかった
- ③ 買参人組合の承認が得られず、開設者として判断をしなかった
- ④ 開設者は問題なしとしたが、申請者の前代表時代に負債等があった経緯を理由に組合で審議し承認不可となった

売買参加者の新規参入を承認しなかった事例の有無
(中央卸売市場)



売買参加者の新規参入を承認しなかった事例の有無
(地方卸売市場)

